

加古川市立公民館登録団体に関する要綱の取扱い内規

(趣旨)

第1条 この内規は、加古川市立公民館登録団体の認定に関し、加古川市立公民館登録団体に関する要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において「公民館等」とは、住民の利用に供する国又は地方公共団体の施設、本市が管理運営に関与している施設、本市が地元に移管した施設等をいう。

(認定対象)

第3条 要綱第3条第1項第7号に該当する団体は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内の公民館等において、概ね1年以上の継続的かつ定期的な活動実績があること
- (2) 申請時に当該公民館において、6箇月以上の活動実績があること
- (3) 申請時に当該公民館を拠点として、活動中であること

(登録認定期間)

第4条 年度の途中に要綱第5条の認定を受けた場合の認定期間は、その認定の日から同日の属する年度の末日までとする。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。